

河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会
第2回自然部会

議事要旨

日時：2007年7月11日（金） 10:00～12:00

場所：国土交通省会議室（合同庁舎3号館1階 共用会議室）

1. 第一回利用部会審議内容について

事務局より第一回利用部会の審議内容について説明した。

2. 「生物の生息・生育・繁殖環境及び河川計画の保全と整備」に関する政策評価について

事務局より、「生物の生息・生育・繁殖環境の及び河川景観の保全と整備」に関する政策評価について、施策及び政策の評価の考え方、目標に対する個別施策の効果の評価、代表流域における各施策の実施状況からみた総合的な評価等について説明した。

(1) 目標に対する個別施策の効果の評価について

- ・ 樹林帯制度のように事業実施箇所が少ないものについては、なぜ実施事例が少ないのか、少なくともいいのか、そもそもやらないといけないうところがどれだけあって、それがどこまで満たされてきたのかわからない。
- ・ マトリクスの整理における丸や三角等の評価の印については、わりあい良くあっている様に感じる。その中で魚類の遡上環境など水域の改善については若干進んでいる様だが、陸域の多様な環境や止水域については、まだまだこれからという印象を受ける。
- ・ 各施策で目標としたことに対する効果と、想定していなかったが副次的に生じた効果とは分けて評価すべきである。
- ・ 評価のなかで「一部で」とあるのはどの程度を指すのか等、もう少し工夫できないか。

(事務局) 多自然川づくりや樹林帯などについては、もともと河川改修を実施する際に多自然川づくりを導入し、堤防を守るために樹林帯をつくるなど、治水が目的であり、それにより環境にも効果があるという形で実施してきたものである。結果として、全川的に実施しているが、生態系に対してどうかという視点はなかった。

(事務局) 近年、自然再生事業など、環境を中心においた事業が実施されはじめたが、目標到達点をどうするか、水系全体としてどうとらえるかといったことが十分に考慮されてきたわけではない。

- ・ 河川改修や災害復旧時にやってこられた多自然川づくりや、堤防強化という視点から実施されてきた樹林帯制度は、水系全体の環境の目標を達成しようと実施されてきたものではない。このような施策は、水系全体の環境をよくするという視点で評価する必要はないのではないかと。治水事業や災害復旧などを目的として、環境の施策にも寄与しているという位置づけにした方がよいかもかもしれない。

(2) 代表流域における各施策の実施状況からみた総合的な評価等について

- ・ そもそもその流域の河川環境にどのような問題がおこっていて、その問題に対して各事業がどのように実施され、どれだけ達成できたのか、もしくは達成できなかったのか、その理由は何だったのかを整理したほうがわかりやすい。
- ・ データ全体をある程度総合的に見る方法を取り入れることが必要である。
- ・ 河川環境が急速に変化している中、事業が実施され、原因と結果が錯綜している。当面は定性的にしかできないかもしれないが、各現象間の関連を整理することが必要なのではないかと。
- ・ 川の変化が起こった後のデータだけで比較しているため、それ以前に何が起こったのかわからないし、どこに戻せばいいのかわからない。変化が生じる前の時代からのデータも整理し、どのように変化が進んで、そのうちどの部分が解消されたのかという視点が重要である。
- ・ 多自然川づくりをやった箇所においてサブ水域の面積割合が飛びぬけて大きくなっている場合などは、本当にもともとワンドがあるような場所であるのか、不自然なことになっていないか、注意してデータをみる必要がある。

(3) 施策のあり方について

- ・ 対処療法的な事業はうまく進んでいるが、なぜ根治療法をとってこなかったのかを考える必要がある。
- ・ 多自然川づくりと自然再生事業は内容的に本当に違うのかという疑問が湧く。ある問題点を解決するためにときに多自然を使い、ときに自然再生を使うという形になっているのではないか。
- ・ 個別のことばかりに関心が向けられるが、総合的に今の川の状態はどうなのか、どこに手を加えるべきかを考える必要がある。空間は繋がっているのに、狭い範囲を決めて対象を絞って事業を実施するということの意義についてはよく考えないといけない。
- ・ 事業がどれだけ必要なのかということに対して、事業の達成度がどうかという視点が政策の評価においては重要。しかし、河川環境というものについては、目標が設定されておらず、河川整備基本方針や河川整備計画レベルでの最終事業量を決め得ていない。できるところからやっつけていかにざるをえないというところに留まっている。段階的なゴールを事業としても設定していくことが今後の課題である。

(事務局) 河川全体としてどのように空間・場を考えるかについては、空間管理計画というものを持っているが、あくまでも一部の河川を除いては利用箇所と非利用箇所を分けるのみとなっている。施策を実施すべき箇所がどれだけあって、どういう順番でやっていくのかということを考えるべき段階に入っている。

(4) 環境の変化と生態系のレスポンスの捉え方について

- ・ ある河川において、生物相のレスポンスについての整理を試みたが、生物面からは部分的なことしかできないということが指摘され、当面は物理的レスポンスで議論することとなった。生物がどういう影響を受けるかについては、物理的変化と、従来の生物と物理環境に関する一般的な知見等から整理せざるをえない。
- ・ 各流域の問題点については、生物系の専門家などから指摘されてきているはずである。
- ・ できれば、水辺の国勢調査を含めたモニタリングデータがきちんとあって、減少傾向やかつての状況が分かっているのが良い。今後は水辺の国勢調査のデータを基本的なモニタリングに使えるような形で導入していくしか方法はないのではないか。
- ・ 河川環境は、自然の営みと人為、内部因子の相互作用によるダイナミックなシステムであるため、システム全体の概略だけでもとらえないと個々の効果・意味をとらえるのが難しい。
- ・ 物理環境的指標のほかに、見た目にもわかりやすい植生図を用いれば、植生のモザイクがどうなっているか、面積だけでなく、空間パターンなどを指標として取り出すことができる。
- ・ 樹林というひとつの言葉で表すと、本来の河畔林と外来種のハリエンジュなど全く異なる性質のものを一緒にとらえてしまい、問題が隠れてしまうので、外来種が優占する群落は、切り分けて整理する必要がある。
- ・ 生態系全部を評価するのは難しいが、その川を代表する種に着目すれば、評価することができるのではないかと。目標設定のなかに生物が見える形にすることが必要。

(5) 河川環境目標の設定について

- ・ 全体の論議の中で、河川環境目標をどう位置づけるべきかについては、今回のレビューのどこかに入れないといけないのではないかと。

(事務局) 目標をどうするかということについては、これからの大きな課題であると考えている。

- ・ 各委員の意見より、生物のレスポンスを把握し、目標を設定する方法としては以下の3点に集約できる。そのような河川環境の目標の立て方について、議論できる場を作ってほしい。
 - 1) 各河川において生物の専門家より指摘された問題をどうするかということを目標とする。
 - 2) その川の指標となる種を対象とした河川環境目標を掲げる。
 - 3) 物理環境的な指標のほかに、見た目にもわかりやすい植生図を有効に活用する。

3. 「環境のモニタリングと評価」の評価について

事務局より、環境のモニタリングと評価について、実施状況、効果、実施手法・手続き等の評価について説明した。

(1) 環境影響評価・フォローアップについて

- ・ 環境保全措置の効果を判断できるのは時間がたってからである。また、移植が様々な事業で行われているが、地域のメタ個体群で見えた場合、移植をしなくても影響はないという可能性もある。実施の効果とその意義を考慮しながら長期的視点で保全措置を考えたり、事後調査を検討してみ

ることも必要である。

- ・ フォローアップ調査では、ミティゲーションの実態について、評価が不十分である。

(2) 河川水辺の国勢調査について

- ・ 河川水辺の国勢調査は、経年的なデータをみることができることがメリットである。調査方法が変わってしまえばそのメリットが失われてしまう。
- ・ 調査の頻度が10年に1回というのは、現在河川環境に生じている大きな変化を把握するためにはタイムスケールが長すぎる。
- ・ 河川水辺の国勢調査の公開されているデータは、研究に利用しやすい形になっておらず、データの利用や共有については検討の余地がある。もし、利用しやすい形であれば、もっと研究に利用されるのではないか。
- ・ 河川水辺の国勢調査は、インベントリー調査であり、事業に対する目的をもった調査ではない。この調査の重要性については全く否定しないが、問題は一級河川しか実施していない点である。
- ・ 補助河川にもいい河川がたくさんあるが、データが全くない中で事業が展開されている。しかし、お金と労力の面から、河川水辺の国勢調査と同様の調査をすべての補助河川で同じように実施できるか疑問である。
- ・ 河川水辺の国勢調査は10年周期で問題が生じるようであれば、5年周期に戻すことも検討してはどうか。
- ・ 河川水辺の国勢調査で、モニター調査、テーマ調査が導入されているが、全国的に周知されていないので、情報公開していくべきである。

(3) 環境調査のあり方について

- ・ 補助河川における調査は、河川水辺の国勢調査のような調査ではなく、事業に応じて特化した調査とすることも考えるべきである。
- ・ 事業のモニタリング調査結果を事業へ反映させていくためには、当初から評価項目、評価手法を決めて調査をやるという方法もある。
- ・ 現状を記録する河川水辺の国勢調査を拡大・発展させることと、モニタリング調査をいかに事業にフィードバック可能なものにするかという2つに分けて考えるべきではないか。
- ・ モニタリングを永遠に続けていくのも困難であるため、どのような状態になったら事業を見直すかのライン等を議論することも必要である。
- ・ 環境モニタリングは、事業実施におけるモニタリングと、水系全体でどういう環境にあるか把握するためのモニタリングとを切り分けて考える必要がある。
- ・ アセスメントについては、保全措置を実施したときの影響をどう評価するかについても、事業と同じようなスタンスで扱う必要があるのではないか。
- ・ 調査については、すぐに役立たなくても同じことを何十年も繰り返すということは重要なことである。それとは別に、目的のあるモニタリングも必要である。
- ・ インベントリー調査の持つ意味は、やはりレファレンスであると思う。魚類相からみた河川のタイプ区分のような図をベントス等でもつくっていけば、レファレンスとして使えるのではないか。それぞれの河川でなくても、いくつかの河川を組み合わせることでレファレンスや目標値を設定することができないか。
- ・ モニタリングを役に立つものにするためには、季節についても配慮する必要があるが、契約の時期の関係などで調査時期が前後したりする場合がある。1年に1度しか調査をしないのであれば、生物季節を配慮して調査の仕方を決めることが必要である。

以上